

第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画案の修正について

頁	項目	旧 (平成 23 年 2 月 3 日 当部会提出時)	新	修正理由																																																																																										
表紙		「循環のまち・ふくおか基本計画」改定案 (福岡市一般廃棄物処理基本計画)	第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画 (新「循環のまち・ふくおか基本計画」) 案	表紙については、法定計画上の名称を最初に記載し、その下に愛称を記載するもの。																																																																																										
P1	1 (3) 計画のねらい	<p><b>(3) 計画の改定</b></p> <p>循環型社会形成のさらなる推進に向けては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興の視点など、新たな視点も加味して取り組むとともに、重点分野として、家庭ごみでは、2R (リデュース(発生抑制), リユース(再使用)) に重点をおいた 3R を推進するための意識と行動を高める啓発、事業系ごみでは、資源化の余地があるごみの減量・資源化の取組みを推進するため、第 4 次計画を策定するものである。</p>	<p><b>(3) 改定のねらい</b></p> <p>第 4 次計画においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たなごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向け、重点施策として、家庭ごみでは、2R (リデュース(発生抑制), リユース(再使用)) に重点をおいた 3R の意識向上と行動促進のための啓発、事業系ごみでは、資源化の余地があるごみの減量・資源化を推進する。</p> <p>さらに、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた新たな仕組みを検討するとともに、ごみ量や資源化の状況を踏まえた必要な見直しなどによる計画的な施設整備を行う。</p>	本計画について、行政が何を目的として改定するのかを明確に市民・事業者伝えるように修正するもの。																																																																																										
P4	図表 5	<table border="1"> <caption>図表 5: 廃棄物のリサイクル状況 (単位: 千トン)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>家庭ごみのリサイクル量</th> <th>事業系ごみのリサイクル量</th> <th>市のごみ処理施設でのリサイクル量</th> <th>ごみのリサイクル率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>14年度 (2002)</td><td>48,583</td><td>49,179</td><td>20,778</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>15年度 (2003)</td><td>50,372</td><td>54,196</td><td>22,368</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>16年度 (2004)</td><td>52,545</td><td>55,242</td><td>23,707</td><td>16.1</td></tr> <tr><td>17年度 (2005)</td><td>58,473</td><td>97,647</td><td>21.1</td><td>21.1</td></tr> <tr><td>18年度 (2006)</td><td>65,902</td><td>95,274</td><td>21.4</td><td>21.4</td></tr> <tr><td>19年度 (2007)</td><td>65,137</td><td>97,516</td><td>22.0</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>20年度 (2008)</td><td>62,835</td><td>92,056</td><td>22.0</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>21年度 (2009)</td><td>59,567</td><td>22.5</td><td>22.5</td><td>22.5</td></tr> </tbody> </table>	年度	家庭ごみのリサイクル量	事業系ごみのリサイクル量	市のごみ処理施設でのリサイクル量	ごみのリサイクル率 (%)	14年度 (2002)	48,583	49,179	20,778	15.0	15年度 (2003)	50,372	54,196	22,368	15.3	16年度 (2004)	52,545	55,242	23,707	16.1	17年度 (2005)	58,473	97,647	21.1	21.1	18年度 (2006)	65,902	95,274	21.4	21.4	19年度 (2007)	65,137	97,516	22.0	22.0	20年度 (2008)	62,835	92,056	22.0	22.0	21年度 (2009)	59,567	22.5	22.5	22.5	<table border="1"> <caption>図表 5: 廃棄物のリサイクル状況 (単位: 千トン)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>家庭ごみのリサイクル量</th> <th>事業系ごみのリサイクル量</th> <th>市のごみ処理施設でのリサイクル量</th> <th>ごみのリサイクル率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>14年度 (2002)</td><td>48,583</td><td>49,179</td><td>20,778</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>15年度 (2003)</td><td>50,372</td><td>54,196</td><td>22,368</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>16年度 (2004)</td><td>52,545</td><td>55,242</td><td>23,707</td><td>16.1</td></tr> <tr><td>17年度 (2005)</td><td>58,473</td><td>97,647</td><td>21.1</td><td>21.1</td></tr> <tr><td>18年度 (2006)</td><td>65,902</td><td>95,274</td><td>21.4</td><td>21.4</td></tr> <tr><td>19年度 (2007)</td><td>65,137</td><td>97,516</td><td>22.0</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>20年度 (2008)</td><td>62,835</td><td>92,056</td><td>22.0</td><td>22.0</td></tr> <tr><td>21年度 (2009)</td><td>59,567</td><td>22.5</td><td>22.5</td><td>22.5</td></tr> </tbody> </table>	年度	家庭ごみのリサイクル量	事業系ごみのリサイクル量	市のごみ処理施設でのリサイクル量	ごみのリサイクル率 (%)	14年度 (2002)	48,583	49,179	20,778	15.0	15年度 (2003)	50,372	54,196	22,368	15.3	16年度 (2004)	52,545	55,242	23,707	16.1	17年度 (2005)	58,473	97,647	21.1	21.1	18年度 (2006)	65,902	95,274	21.4	21.4	19年度 (2007)	65,137	97,516	22.0	22.0	20年度 (2008)	62,835	92,056	22.0	22.0	21年度 (2009)	59,567	22.5	22.5	22.5	パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。
年度	家庭ごみのリサイクル量	事業系ごみのリサイクル量	市のごみ処理施設でのリサイクル量	ごみのリサイクル率 (%)																																																																																										
14年度 (2002)	48,583	49,179	20,778	15.0																																																																																										
15年度 (2003)	50,372	54,196	22,368	15.3																																																																																										
16年度 (2004)	52,545	55,242	23,707	16.1																																																																																										
17年度 (2005)	58,473	97,647	21.1	21.1																																																																																										
18年度 (2006)	65,902	95,274	21.4	21.4																																																																																										
19年度 (2007)	65,137	97,516	22.0	22.0																																																																																										
20年度 (2008)	62,835	92,056	22.0	22.0																																																																																										
21年度 (2009)	59,567	22.5	22.5	22.5																																																																																										
年度	家庭ごみのリサイクル量	事業系ごみのリサイクル量	市のごみ処理施設でのリサイクル量	ごみのリサイクル率 (%)																																																																																										
14年度 (2002)	48,583	49,179	20,778	15.0																																																																																										
15年度 (2003)	50,372	54,196	22,368	15.3																																																																																										
16年度 (2004)	52,545	55,242	23,707	16.1																																																																																										
17年度 (2005)	58,473	97,647	21.1	21.1																																																																																										
18年度 (2006)	65,902	95,274	21.4	21.4																																																																																										
19年度 (2007)	65,137	97,516	22.0	22.0																																																																																										
20年度 (2008)	62,835	92,056	22.0	22.0																																																																																										
21年度 (2009)	59,567	22.5	22.5	22.5																																																																																										
P9 P12	4 (2). (3) 4つの柱	( < 4 つの柱の連携イメージ > は記載なし )	<p><b>&lt; 4 つの柱の連携イメージ &gt;</b></p>	「行政の基盤整備」や「市民・事業者の取組み」など 4 つの柱の繋がりが分かるように修正するもの。																																																																																										

頁	項目	旧 (平成23年2月3日 当部会提出時)	新	修正理由
P9	4つの柱			P12における4つの柱のイメージに合わせて、P9の図表8における4つの柱の部分もイメージと同様に修正するもの。
P10	ごみのリサイクル率	<p>※ 数値は100トン未満を四捨五入したため、ごみ発生量とその内訳の合計とは一致しない場合がある。</p> <p>※1 ごみのリサイクル率：リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合  ※2 資料編 P35 参照</p>	<p>※ 数値は100トン未満を四捨五入したため、ごみ発生量とその内訳の合計とは一致しない場合がある。</p> <p>※1 ごみのリサイクル率：リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合  ※2 <u>第4次計画のごみのリサイクル率：第3次計画で把握していた項目に加え、新たに小規模事業者等の古紙回収量を把握し、追加したため、平成21年度のリサイクル率が22.5%から28.4%となった。</u></p>	パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。
P12	5 (1) ① リターナブルびん	リユース：繰り返し使うことのできるリターナブルびんの利用、フリーマーケットや3Rステーションなどでの家具や衣類の不用品交換など	リユース：繰り返し使うことのできる <b>製品</b> の利用、フリーマーケットや3Rステーションなどでの衣類等の不用品交換など	リターナブルびんの使用量は減少してきており、利用促進は現実的ではないため、詰め替え製品の利用促進に繋がる内容に修正するもの。
P13	5 (2) ① 校区紙リサイクルステーション		(意見の趣旨で対応するが、改定案の修正は無し。)	144 校区中、未設置校区が50 校区以上ある。市には全校区公民館があることから、関係局にお願いして設置場所を確保し、設置を進めていくべきではないかとの意見あり。
P14	5 (2) ⑦ 地域循環圏	⑦ 地域循環圏における資源循環 食品廃棄物における九州南部地域も視野に入れたリサイクルルートの構築や、レアメタルにおける国の方針等を見極めた上での広域のリサイクルルートの活用など、地域循環圏の視点から、市域内の既存のリサイクル施設の活用のみならず、市域を越えた広域でのリサイクルルートの構築も推進する。	⑦ 地域循環圏における資源循環 地域循環圏の視点から、市域内の既存のリサイクル施設の活用のみならず、市域を越えた広域でのリサイクルルートを含めた、 <u>廃棄物の種類や資源化の状況を踏まえた適切な圏域</u> での資源循環システムの構築を推進する。また、 <u>地産地消の視点を加味した循環利用の促進を図る。</u>	地域循環圏について、福岡で出された資源物がリサイクルされ、再び福岡に戻ってくる取組みにつながる内容に修正するもの。

頁	項目	旧（平成23年2月3日 当部会提出時）	新	修正理由
P14	5 (3) ①, ③	<p><b>(3) 経済的手法</b></p> <p>① ごみ減量・リサイクル推進に向けた基金 家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」については、選定方法や評価など、運用のあり方を見直す。 また、事業系ごみの資源化によるごみ減量の取組みを推進するため、事業者間の連携に向けた情報ネットワークの構築や事業系ごみの資源化に係る実証研究・事業化の取組みなどを市が支援するための基金制度を創設する。</p> <p>② 家庭ごみ有料制と報奨制度 (省略)</p> <p>③ 事業系ごみの処理手数料制度 事業系ごみの処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減や許可業者の効率的・計画的な処理の観点から設けている減免制度の段階的な廃止など、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図るため、事業系ごみ資源化促進施策の一環としての見直しを行う。</p>	<p><b>(3) 経済的手法の活用</b></p> <p>① ごみ減量・リサイクル推進に向けた基金 家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」については、選定方法や評価など、運用のあり方を見直す。 また、<u>「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、</u>事業者間の連携に向けた資源化情報ネットワークの構築や排出事業者の資源化への取組み、事業系ごみの資源化に係る実証研究・事業化の取組みを支援することにより、事業系ごみの資源化によるごみ減量の取組みを推進する。</p> <p>② 家庭ごみ有料制と報奨制度 (省略)</p> <p>③ 事業系ごみの処理手数料制度 事業系ごみの処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減や許可業者の効率的・計画的な処理の観点から設けている減免制度の段階的な廃止など<u>必要見直しを行い、</u>排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図る。</p>	<p>手数料条例改正、ファンド条例制定に伴い、正式名称を記載する等の修正をするもの。</p>
P14	5 (4) ② 表彰・認定制度	<p>② 表彰制度 先駆的・効果的な取組みを紹介するとともに、市民・事業者の優秀な取組みを表彰することにより、取組みの拡大を図る。</p>	<p>② 表彰・認定制度 <u>個人や事業者などでの優秀な取組みについて、福岡市環境行動賞において表彰を行いその浸透を図るとともに、優良な資源化事業者の認定制度などにより、3Rの取組みの拡大を図る。</u></p>	<p>資源化事業者の認定制度の創設を踏まえ、適切な表現に修正するもの。</p>
P14	5 (4) ③ ごみの分別等に関する啓発・指導	<p>③ 分別ルールの遵守・徹底 ごみの排出に当たっては、家庭における生ごみの水切りや不用品の再利用などを心掛け、古紙、古布、リターナブルびん、食品トレイなどの資源物はできるだけ資源回収に出すよう、分別の取組みを促進する。また、事業所における分別の徹底による資源化の取組みを促進する。</p>	<p>③ <u>ごみの分別等に関する啓発・指導</u> <u>各家庭に対しては、古紙など資源物の地域集団回収や回収拠点等の活用を促すとともに、ごみを定期収集に出す際には、生ごみの水切りや適正な分別・排出を徹底する等の啓発に努める。また、事業所に対しては、資源化・適正処理に向けた指導や支援を行う。</u></p>	<p>市民・事業者にわかりやすい適切な表現に修正するもの。</p>

頁	項目	旧（平成23年2月3日 当部会提出時）	新	修正理由																											
P15	6 ごみの分別収集と資源物の拠点回収	<p><b>6 ごみとして分別収集するものの種類及び区分</b></p> <p>ごみとして分別収集するものの種類と区分は、次のとおりである。</p> <p>（表省略）</p> <p>ごみとして分別収集する区分については、コストと環境負荷の観点を含め、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果の程度などを総合的に勘案して決定しているところであり、当分の間、家庭ごみについては、4分別とし、事業系ごみについては、2分別とする。</p> <p>今後、新たな分別収集の対象の検討に当たっては、課題や効果などを総合的観点から判断する。</p>	<p><b>6 ごみとして分別収集するものの種類及び区分</b></p> <p><b>(1) ごみの分別収集</b></p> <p>ごみの分別収集は、コストと環境負荷の観点を含め、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果の程度などを総合的に勘案して決定しているところであり、当分の間、次のとおり、家庭ごみについては4分別とし、事業系ごみについては2分別とする。</p> <table border="1" data-bbox="1528 466 2374 831"> <thead> <tr> <th>分 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）</td> </tr> <tr> <td>空きびん・ペットボトル</td> <td>家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共系ごみ</td> <td>燃えるごみ</td> <td>道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、家庭ごみで収集された4分別のごみについては、東部及び西部の資源化センターで「燃えないごみ」から、鉄・アルミを選別するとともに、「空きびん・ペットボトル」は選別処理施設で、ペットボトルと空きびん（無色・茶色・その他）の4種類に選別し、最終的に9つの区分で処理する。</p> <p>＜家庭ごみ4分別9区分＞</p> <table border="1" data-bbox="1567 978 2368 1100"> <tr> <td>（市民が出す時）4分別</td> <td>燃えるごみ、燃えないごみ、空きびん・ペットボトル、粗大ごみ</td> <td>（工場の中で）9区分</td> <td>燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、鉄、アルミ、ペットボトル、空きびん（無色）、空きびん（茶色）、空きびん（その他）</td> </tr> </table> <p><b>(2) 資源物の拠点回収</b></p> <p>資源物の回収については、区役所等9か所の公共施設（古紙（新聞・段ボール・雑紙）、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙パック、食品トレイ（白色）、蛍光灯、たい肥）のほか、地域集団回収や地域の回収拠点（主に古紙）、スーパーマーケットなどの民間協力店（主にびん・ペットボトル）において、10区分の資源物を回収し資源化を促進するとともに、民間事業者と連携してレアメタルなどの資源循環を促進する。</p> <p>また、事業系ごみのうち、樹木・せん定枝や市庁舎などから排出されるびんやペットボトルなどは資源化を行う。</p> <p>＜資源物10区分＞</p> <table border="1" data-bbox="1567 1381 2368 1478"> <tr> <td>10区分</td> <td>古紙（新聞）、古紙（段ボール）、古紙（雑紙）、空き缶<sup>*</sup>、空きびん<sup>*</sup>、ペットボトル<sup>*</sup>、紙パック、食品トレイ（白色）、蛍光灯、たい肥（※の3区分については家庭ごみの処理区分と重複するもの。）</td> </tr> </table>	分 別	内 容	家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル	事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ	公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ	（市民が出す時）4分別	燃えるごみ、燃えないごみ、空きびん・ペットボトル、粗大ごみ	（工場の中で）9区分	燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、鉄、アルミ、ペットボトル、空きびん（無色）、空きびん（茶色）、空きびん（その他）	10区分	古紙（新聞）、古紙（段ボール）、古紙（雑紙）、空き缶 <sup>*</sup> 、空きびん <sup>*</sup> 、ペットボトル <sup>*</sup> 、紙パック、食品トレイ（白色）、蛍光灯、たい肥（※の3区分については家庭ごみの処理区分と重複するもの。）	<p>定期収集以外の拠点回収等にも触れ、ごみ・資源の回収がなされていることを明示するもの。</p> <p>また、パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。</p>
分 別	内 容																														
家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ																													
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ																													
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ（ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く。）																													
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル																													
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ																													
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ																													
公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ																													
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ																													
（市民が出す時）4分別	燃えるごみ、燃えないごみ、空きびん・ペットボトル、粗大ごみ	（工場の中で）9区分	燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、鉄、アルミ、ペットボトル、空きびん（無色）、空きびん（茶色）、空きびん（その他）																												
10区分	古紙（新聞）、古紙（段ボール）、古紙（雑紙）、空き缶 <sup>*</sup> 、空きびん <sup>*</sup> 、ペットボトル <sup>*</sup> 、紙パック、食品トレイ（白色）、蛍光灯、たい肥（※の3区分については家庭ごみの処理区分と重複するもの。）																														
P16	(2) ① イ 焼却処理	<p>イ 焼却処理</p> <p>廃棄物処理法に基づき、環境保全に合致する処理を行うため、再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却を基本とする。</p> <p>また、廃棄物発電の高効率化を図り、より効果的な熱回収を進める。</p>	<p>イ 焼却処理</p> <p>廃棄物処理法に基づき、環境保全に合致する処理を行うため、再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却を基本とする。</p> <p>また、再生可能エネルギーの一つとして、既に取り組んでいる廃棄物発電については、さらに高効率化を図り、より効果的にエネルギー資源としての熱回収を進めて行く。</p>	<p>東日本大震災を契機として、地域特性に合わせた、再生可能エネルギーの普及促進を更に進める必要がでてきているため、文言を追加するもの。</p>																											

頁	項目	旧 (平成23年2月3日 当部会提出時)	新	修正理由																																																		
p18	9 (1) ① 収集運搬における 検討	<p><b>1) 収集運搬における検討</b></p> <p>① 高齢者、障がい者の居宅からのごみ・資源物の持ち出し・収集サービス</p>	<p><b>(1) 収集運搬における検討</b></p> <p>① 高齢者、障がい者の居宅からのごみ・資源物の持ち出し・収集システム</p>	<p>「ごみ・資源物の持ち出し・収集サービス」と明記しているのを、他の検討項目の表現に合わせて、「ごみ・資源物の持ち出し・収集システム」に修正するもの。</p>																																																		
P19	2 進行管理 見える化	<p><b>2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表</b></p> <p>計画の推進に当たっては、数値目標と取組指標により進行管理を行い、平成27年度及び平成32年度の間目標年次においては、PDCAサイクルを踏まえ計画・施策の進捗状況の把握や検証・見直しを行う。</p> <p>また、市民に対し、本市が取り組む各種施策について積極的にPRするとともに、進捗状況について定期的に公表するなど、「見える化」を進め、市民の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進する。</p>	<p><b>2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表</b></p> <p>計画の実施に当たっては、<u>具体的な行動プランに基づき</u>取り組むとともに、数値目標と取組指標により進行管理を行う。</p> <p>特に、平成27年度及び平成32年度の間目標年次においては、PDCAサイクルを踏まえ計画・施策の進捗状況の把握や検証・見直しを行う。</p> <p>また、<u>進捗状況については、数値目標の達成度とあわせて、若年層が高齢者層か、市民が事業者かなど対象者の特性に応じた情報を効果的な手段で提供することにより、</u>市民の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進する。</p>	<p>各所管課において、計画策定後の行動プラン（工程表）の作成に着手する必要があるため、その文言を追加するもの。また、対象者の特性に応じた情報提供を行うことについて記載するもの。</p>																																																		
P31	2 (2) ① ア 廃食用油のボックス 回収	<p>(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>27 (第1次中間目標)</th> <th>32 (第2次中間目標)</th> <th>37 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○家庭ごみ減量施策 合計</td> <td></td> <td>4,300</td> <td>10,000</td> <td>15,800</td> </tr> <tr> <td>市民への啓発活動の促進 (強化)</td> <td></td> <td>3,800</td> <td>8,700</td> <td>13,600</td> </tr> <tr> <td>廃食用油のボックス回収 (新規)</td> <td></td> <td>—</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯・乾電池のボックス回収 (〃)</td> <td></td> <td>—</td> <td>150</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>他都市での廃食用油のボックス回収（市内のスーパーなど41カ所）における回収実績は0.15g/人・日であることから、本市においても約100トンが回収できると推計した。</p> <p>なお、拠点整備に時間を要すると思われるため、本計画施行から5年程度経過した平成29年度から実施するとして、平成32年度にはその効果が生じると見込んだ。</p> <p>0.15g×149万人×365日＝約100トン</p>	項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)	○家庭ごみ減量施策 合計		4,300	10,000	15,800	市民への啓発活動の促進 (強化)		3,800	8,700	13,600	廃食用油のボックス回収 (新規)		—	50	100	蛍光灯・乾電池のボックス回収 (〃)		—	150	300	<p>(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>27 (第1次中間目標)</th> <th>32 (第2次中間目標)</th> <th>37 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○家庭ごみ減量施策 合計</td> <td></td> <td>4,315</td> <td>10,000</td> <td>15,800</td> </tr> <tr> <td>市民への啓発活動の促進 (強化)</td> <td></td> <td>3,800</td> <td>8,700</td> <td>13,600</td> </tr> <tr> <td>廃食用油のボックス回収 (新規)</td> <td></td> <td>5</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>蛍光灯・乾電池のボックス回収 (〃)</td> <td></td> <td>10</td> <td>150</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>他都市での廃食用油のボックス回収における回収実績は0.15g/人・日であることから、本市においても約100トンが回収できると推計した。</p> <p>なお、拠点整備に時間を要すると思われるため、当初は民間事業者の協力を得ながらモデル事業を実施することとして、回収量5トンを目標とした。</p> <p>0.15g×149万人×365日＝約100トン</p>	項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)	○家庭ごみ減量施策 合計		4,315	10,000	15,800	市民への啓発活動の促進 (強化)		3,800	8,700	13,600	廃食用油のボックス回収 (新規)		5	50	100	蛍光灯・乾電池のボックス回収 (〃)		10	150	300	<p>「廃食用油の回収は、京都では未開封のまま賞味期限が過ぎたものが多く出されているという事例もあるので、ドラム缶を設置するというよりも、未開封のものを回収するというやり方等も考えられるのではないかと。前倒しして、できるだけ早期に実施すべき。</p> <p>廃食用油は平成27年度に数値を入れるべき。」との意見を受けたため、修正するもの。</p>
項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)																																																		
○家庭ごみ減量施策 合計		4,300	10,000	15,800																																																		
市民への啓発活動の促進 (強化)		3,800	8,700	13,600																																																		
廃食用油のボックス回収 (新規)		—	50	100																																																		
蛍光灯・乾電池のボックス回収 (〃)		—	150	300																																																		
項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)																																																		
○家庭ごみ減量施策 合計		4,315	10,000	15,800																																																		
市民への啓発活動の促進 (強化)		3,800	8,700	13,600																																																		
廃食用油のボックス回収 (新規)		5	50	100																																																		
蛍光灯・乾電池のボックス回収 (〃)		10	150	300																																																		
	2 (2) ① ア 蛍光灯・乾電池の 回収	<p>他都市での蛍光灯のボックス回収（市内家電販売店など223カ所に設置）における回収実績は0.28g/人・日である。</p> <p>乾電池については他の政令指定都市におけるスーパーなどでのボックス回収実績がないため、ステーション回収を実施している他都市の実績から推計すると0.25g/人・日が回収されていると考えられる。</p> <p>したがって、本市においても蛍光灯を0.28g/人・日、乾電池を0.25g/人・日、合わせて約300トンが回収できると推計した。</p> <p>0.53g×149万人×365日＝約300トン</p>	<p>他都市での蛍光灯のボックス回収における回収実績は0.28g/人・日である。</p> <p>乾電池については他の政令指定都市におけるスーパーなどでのボックス回収実績がないため、ステーション回収を実施している他都市の実績から推計すると0.25g/人・日が回収されていると考えられる。</p> <p>現在、蛍光灯は市内12カ所の公共施設で拠点回収を実施しており、平成27年度までに民間事業者と協力して回収拠点を拡大することにより、回収量10トンを目標とする。平成37年度には、蛍光灯を0.28g/人・日、乾電池を0.25g/人・日、合わせて約300トンが回収できると推計した。</p> <p>0.53g×149万人×365日＝約300トン</p>	<p>「蛍光灯、乾電池のボックス回収は、周辺自治体では既にやっており、福岡市の平成27年度の目標が「一」（バー）というのはいかがなものか。</p> <p>蛍光灯・乾電池は平成27年度に数値を入れるべき。」との意見を受けたため、修正するもの。</p>																																																		

頁	項目	旧 (平成23年2月3日 当部会提出時)	新	修正理由																																								
P32	2 (2) ① ア 紙おむつの資源化促進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>27 (第1次中間目標)</th> <th>32 (第2次中間目標)</th> <th>37 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○事業系ごみ減量施策 合計</td> <td></td> <td>13,300</td> <td>29,950</td> <td>55,500</td> </tr> <tr> <td>特定事業用建築物への指導 (強化)</td> <td></td> <td>2,100</td> <td>4,800</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>紙おむつの資源化促進 (II)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>「平成22年度 事業系一般廃棄物の資源化検討調査委託報告書(紙おむつ)」によると、平成30年度頃、本市における紙おむつの発生量は約1万トンと推計され、実際に紙おむつのリサイクルに取り組んでいる事例の実績を考慮して、その9割がリサイクルされると推計した。 なお、民間事業者による取組みを促進する手法を想定し、民間事業者が参入可能な諸条件が整うまでには時間を要すると考えられることから、平成37年度までに体制が整備されると仮定した。 10,000トン×90%=約9,000トン</p>	項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)	○事業系ごみ減量施策 合計		13,300	29,950	55,500	特定事業用建築物への指導 (強化)		2,100	4,800	7,500	紙おむつの資源化促進 (II)		-	-	9,000	<p>(単位:トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>27 (第1次中間目標)</th> <th>32 (第2次中間目標)</th> <th>37 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○事業系ごみ減量施策 合計</td> <td></td> <td>13,300</td> <td>29,950</td> <td>55,500</td> </tr> <tr> <td>特定事業用建築物への指導 (強化)</td> <td></td> <td>2,100</td> <td>4,800</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>紙おむつの資源化促進 (II)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成22年度の調査では、平成30年度頃、本市における紙おむつの発生量は約1万トンと推計され、実際に紙おむつのリサイクルに取り組んでいる事例の実績を考慮して、その9割がリサイクルされると推計した。 なお、紙おむつについては、資源化のコストが高いことなど課題が多いため、民間事業者が参入可能な諸条件が整うまでには時間を要すると考えられる。今後、国・県との協力や実証研究などにより、稼働システムの整備を目指していく。 10,000トン×90%=約9,000トン</p>	項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)	○事業系ごみ減量施策 合計		13,300	29,950	55,500	特定事業用建築物への指導 (強化)		2,100	4,800	7,500	紙おむつの資源化促進 (II)		-	-	9,000	<p>高齢化が急速に進んでいるので、紙おむつについてはもう少し早く、少なくとも平成32年度、中間年の見直しには具体的に数値目標を出すべき。 また、紙おむつは平成37年度ではなく、5年間程度事業者と協議して、実証実験でもよいから、早急に取り組むといった見直しを見せるべきとの意見を受けたため、修正するもの。</p>
項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)																																								
○事業系ごみ減量施策 合計		13,300	29,950	55,500																																								
特定事業用建築物への指導 (強化)		2,100	4,800	7,500																																								
紙おむつの資源化促進 (II)		-	-	9,000																																								
項目	年度	27 (第1次中間目標)	32 (第2次中間目標)	37 (目標年次)																																								
○事業系ごみ減量施策 合計		13,300	29,950	55,500																																								
特定事業用建築物への指導 (強化)		2,100	4,800	7,500																																								
紙おむつの資源化促進 (II)		-	-	9,000																																								
P37	4 (1) ごみ減量・リサイクルへの関心	<p>4 取組指標に関する状況</p> <p>(1) ごみ減量・リサイクルへの関心</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関心度</td> <td>86.0%</td> <td>89.7%</td> <td>91.5%</td> <td>90.9%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	関心度	86.0%	89.7%	91.5%	90.9%	<p>4 取組指標に関する状況</p> <p>(1) ごみ減量・リサイクルへの関心</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関心度</td> <td>86.0%</td> <td>89.7%</td> <td>91.5%</td> <td>90.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 年度ごとに無作為抽出した人数が異なる(18年度:2,000人、19年度及び20年度:600人(市政アンケート調査員)、21年度:5,000人)。以下(3)まで同じ。</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	関心度	86.0%	89.7%	91.5%	90.9%	<p>パブリック・コメントの結果を踏まえて修正するもの。</p>																				
	18年度	19年度	20年度	21年度																																								
関心度	86.0%	89.7%	91.5%	90.9%																																								
	18年度	19年度	20年度	21年度																																								
関心度	86.0%	89.7%	91.5%	90.9%																																								
P37	4 (6) 家庭ごみの容積	<p>(6) 家庭ごみの容積(家庭ごみの可燃ごみ袋の販売実績) (単位:万㌔)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみの容積*</td> <td>287,618</td> <td>274,904</td> <td>264,907</td> <td>259,638</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	20年度	21年度	可燃ごみの容積*	287,618	274,904	264,907	259,638	<p>(6) 家庭ごみの容積(家庭ごみの可燃ごみ袋の販売実績) (単位:万㌔)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみの容積*</td> <td>287,618</td> <td>274,904</td> <td>264,907</td> <td>259,638</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可燃ごみの容積=1枚当たりの家庭ごみの可燃ごみ袋の容積×家庭ごみの可燃ごみ袋の販売数</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	可燃ごみの容積*	287,618	274,904	264,907	259,638	<p>表について、可燃ごみの容積の算定方法を記載するもの。</p>																				
	18年度	19年度	20年度	21年度																																								
可燃ごみの容積*	287,618	274,904	264,907	259,638																																								
	18年度	19年度	20年度	21年度																																								
可燃ごみの容積*	287,618	274,904	264,907	259,638																																								